令和８年１１月２５日

売店等営業者の募集について（公告）

最高裁判所所管国有財産事務分掌者
最高裁判所事務総局経理局長　染　谷　武　宣

最高裁判所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、売店及び自動販売機設置を営業する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

１　件名

最高裁判所庁舎における使用許可（売店等）の相手方の選定

２　募集の趣旨

最高裁判所庁舎の一部について売店及び自動販売機設置営業をさせる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

３　使用許可をする場所

東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務北棟地下１階

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

４　使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、売店及び自動販売機設置について営業する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

５　企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1)　企画提案募集要領の交付

ア　交付期間

令和８年１１月２５日（水）から同年１２月１４日（月）までの午前９時から午後５時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ　交付場所

〒１０２－８６５１
東京都千代田区隼町４－２
最高裁判所事務総局経理局総務課国有財産係（事務北棟１階）
電話０３－４２３３－５３６０（ＤＩ）

ウ　交付方法

イの場所にて交付する。

なお、郵送又は電子メールによる交付を希望する場合は、イの担当係へ連絡すること。

(2)　企画提案書の提出方法等

ア　提出期間

令和８年１２月１６日（水）から同年１２月２３日（水）までの午前９時から午後５時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ　提出場所

５(1)イ交付場所に同じ

ウ　提出方法

提出場所に郵送又は持参もしくは電子メールにより提出する。

エ　提出部数

４部（電子メールによる場合は１部）

6　質問及び回答

(1)　本件の応募又は企画提案書の作成、提出等に関する質問は、次のとおり書面にて受け付ける（郵送又は電子メールによる提出も受け付ける）。ただし、手続及び企画提案書の形式に関する質問は、電話で問い合わせても差し支えない。

ア　提 出 期 限　　令和８年１２月１４日（月）午後５時まで

イ　提 出 場 所　　上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2)　質問に対する回答は、企画提案募集要領を交付した全ての者に対して、１２月１６日（水）午後５時までに適宜の方法で送付する。

7　使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ　暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 応募者は、(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を５の企画提案書の提出に合わせて提出すること。

(3)　提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア　提出場所、提出期限又は提出方法が５に適合しないとき。

イ　企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ　虚偽の内容が記載されているとき。

(4)　欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8　その他

(1)　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。
(2)　提出された企画提案書は返却しない。
(3)　企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関する費用は、すべて応募者の負担とする。
(4)　提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。